

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、国民健康保険給付事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

公表日

令和5年2月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険給付事務
②事務の概要	<p>国民健康保険被保険者に対して給付等を行う事務。 公金受取口座を活用した公金給付に関する事務。</p> <p>【番号法別表第一に関する事務】</p> <p>①標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額認定証又は特別療養証明書等を発行する。 ②保険給付や付加給付の支給を行う。 ③一部負担金減免や給付一時差し止めの申請受理審査。</p> <p>【番号法別表第二に関する事務】</p> <p>①各種認定証等の区分判定に必要な地方税関係情報等の照会。 ②保険給付や付加給付に必要な医療保険給付関係情報の照会及び提供。</p> <p>※国民健康保険給付事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、中間サーバーを使用して特定個人情報の照会又は提供を行う。 中間サーバーについては、セキュリティ上の観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。また、情報提供ネットワークシステムに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を「副本」として保有する。</p>
③システムの名称	国民健康保険、高額療養費、自治体中間サーバー、団体内統合宛名、医療保険者向け中間サーバー等、国保総合システム及び国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表第一の30の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 3.国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1.番号法第19条第8号並びに別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120、121) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項。 (42、43の項) 2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 市民課 Tel.092-408-3359
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 市民課 Tel.092-408-3359

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

